

2018年12月18日

4 大阪北部地震等の教訓について

(1) 大阪北部地震等の教訓資料について

○松本議員

～略～

次に大阪北部地震等の教訓資料についてですが、今日は大阪北部地震発生よりちょうど半年の節目であります。まず現在の状況についてお聞かせください。

～略～

○嶋野議長

総務部長

○総務部長

「大阪北部地震等の教訓資料の現状について」のご質問にお答えいたします。

大阪北部地震をはじめとした一連の災害では、長期間の避難所開設や他自治体への応援要請など、これまでにない災害対応となりました。今後は、この経験を糧として市全体の災害対応力を向上させることが、安全安心のまちづくりにおいて、非常に重要となっておりまいます。そこで、現在、副市長をトップとする防災対策検討委員会のもと、この度の災害対応を検証しているところでございます。

具体的には、委員会の下部組織となる防災対策検討幹事会を立ち上げ、各班への活動アンケートやヒアリングなどを実施し、災害活動における課題の洗い出しや、改善策の検討をいたしました。また市内の情報連携や各班の連携体制の見直しも検討を進めております。

～略～

○嶋野議長

松本議員

○松本議員

～略～

次に大阪北部地震等の教訓資料についてですが、現況は理解しました。では、堺市さんの支援状況、危機管理監や室長からどのような助言を受けられたのか。お聞かせください。

○嶋野議長
総務部長

○総務部長

堺市の皆様には、6月下旬から約2週間、り災証明の申請受付や家屋調査に関して多大なご支援を頂きました。また、ことあるごとに危機管理監や同室長には的確なご助言を頂きました。

特に心に残っておりますのは、「各部から収集した災害情報を本部へ報告し、関係機関と連絡調整すべき防災所管部署が、実働部隊として動いている。本部の指揮命令に大きく関わる部署が担当任務に専念しなければ、本部の判断が遅れ、対応が後手後手になる。」との助言であります。

○嶋野議長
松本議員

○松本議員

本市に災害対策本部運営の専属部署が必要であることを理解しました。それでは、教訓を踏まえ今後、対策はどのように検討されるのかお聞かせください。

○嶋野議長
総務部長

○総務部長

災害を振り返り、改善すべき点はいくつかございますが、まずは「大規模災害時は全庁挙げて災害対応にあたる。」という地域防災計画の理念を全職員に周知徹底することが必要であると考えております。

また、一部で指示待ちの部署が見受けられましたので、今後は、本部体制のもと各班が迅速的確かつ主体的に行動できるよう、訓練や研修などを通じて全職員に役割の徹底を働きかけて参ります。

○嶋野議長
松本議員

○松本議員

これまで、できなかったことを行うためには相応の処置が必要であると考えます。それでは教訓の総括についてですが、副市長に答弁を求めます。

○嶋野議長
副市長

○副市長

それでは今後防災行政の取り組みについてご答弁申し上げます。

本市においては大阪北部地震発生後、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、被害状況の把握とその対応に取り組んでまいりました。特に今年は大阪北部地震のみならず台風21号の襲来によって家屋被害にさらに追い打ちをかけ、被害も拡大し未だに市内の家屋の屋根にはブルーシートが散見されます。今回の一連の災害対応につきましては不慣れなこともあり、その取り組みに戸惑いがあったかもしれませんが、職員各員におきましては日常業務に支障きたすことなく災害対応にしっかりと取り組んでくれました。

しかし、それで終わることなく防災計画の個々班毎の対応について、また初期対応についてどうであったのか、また今後、改善余地がないのかなど、振り返りの検証が大切で、有益なことではないかと考えております。その検証結果をもとに、今後につなげるためにまたさらに精度を高めるため、防災対策委員会を立ち上げ、現在は最後の取りまとめ作業の段階となっております。

地震の発生は予知できず、それゆえに突然の発生に備えるしかないわけではありますが、災害についても我々も含めて認識を改めなければならないと考えております。日本列島は世界有数の災害大国であり、頻繁に発生し、台風一つをとりましてもその勢力も年々、強大化しております。事前での進路予想も精度は上がっている台風等は、特に事前避難をもっと真剣に考えなければなりません。

それに自然災害が発生した場合、自助、共助を基本として、それを公助で支援するという基本的な考え方を再認識する必要があると考えます。大規模広域災害が発生した直後には、状況に合わせて適切な避難行動を行う等、自分自身の命や身の安全を守る自助とともに、隣近所で協力して生き埋めになった人の救出活動を行ったり、子どもや要支援者の避難誘導を行うなど、地域コミュニティでの相互の助け合い、共助が増々重要となってまいります。

災害対策基本法に、住民の防災責務として次の二点が明記されております。食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講じる。また自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努めることが明記されており、自助及び共助への寄与に関する努力義務を住民に課しております。

平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から、自ら脱出したり、家族・友人・隣人等によって救助された割合は、9割を超えており、救助隊によって救助されたのは、1.7%という調査結果もあります。神戸市をはじめ、近隣市では消防職員をはじめ職員総がかりで昼夜厭わず、フル活動してもそのような低率であるという実態を再認識しなければなりません。

2018年の防災白書では、災害発生時の救助や避難活動について、国や行政に頼らず一人一人の自助や助け合いの共助に重点をおくべきだとする人が、6割を超える調査結果が記載されており、防災意識の高まりを伺うことができます。

今後も市民の防災意識向上の取り組み強化が必要と考えますが、いずれにしましても自助、共助、公助がそれぞれ連携強化して災害に備えなければならないことは言うまでもございません。

○嶋野議長
松本議員

○松本議員

非常に詳細にお答えいただきありがとうございます。しっかりと自助、共助、公助を連携させるよう早急に検証をまとめ、対策を次年度に反映するよう要望いたします。